

模擬裁判の反対尋問における「非同調的返答」ービデオデータによる分析

臨床法学教育学会 第5回年次大会
(2012年4月22日、青山学院大学)
東海大学 北村隆憲

1. アブストラクト:ある法科大学院におけるローヤリング教育の一環として行われた公開模擬裁判のビデオデータを分析して、検察・弁護役の学生が証人に対して行う反対尋問で、長い沈黙や唐突な尋問トピックの変更などのトラブルが生じることが観察されるが、これらは発話シーケンス上のほぼ共通の位置で生じていた。それは、尋問者の「誘導尋問」に対して証人が「はい/いいえ」という質問条件を超える返答(つまり、発話タイプ非同調的返答[TNR])を産出した直後の位置であった。法律実務家用の反対尋問のマニュアルでは、証人の返答をコントロールするために誘導尋問の使用が強調されているが、実際に生じる、質問条件を超える返答に対して、尋問者がどのようにふるまえばよいかは言及されていない。しかし、ビデオデータの中では、このトラブルに対処しようという学生自身の実践上の試みも観察できた。このように、実際の臨床法学教育場面のビデオデータの詳細な分析を通じて、専門職向けの「マニュアル」には抜け落ちている活動領域が観察可能となるとともに、これを臨床教育実践に生かすことができることが主張される。

2. 研究目的と対象

- a. ローヤリング教育は、法科大学院における実務教育の一環として、重要な位置を占める。ある法科大学院のローヤリング教育のなかで行われた公開模擬刑事裁判を録画して、そこでのコミュニケーション上の相互行為を詳細に分析する。
- b. 刑事模擬裁判
 - i. 裁判長:教員
 - ii. 被告人:招聘実務家
 - iii. 弁護人・検察官:法科大学院学生
 - iv. 傍聴人:付近の高校生
 - v. 事案:被告人は会社の倉庫に侵入して、警備員に捕まる。弁護側は、散歩の途中雨をしのぐために倉庫で仮眠をとっていたと主張。窃盗罪の実行行為である物色行為の有無。
 - vi. 事前の教示(教員からの背景説明)
 - (a) 授業の中で、学生が考える尋問予定事項を話し合わせ、それに対して教員がコメントするなどして一定の指導を事前に行う。

- (b) 第一の目的は、法廷技術の修得に力点を置くのではなく、刑事裁判の手続きを理解するとともに、当該事案における証明あるいは反証の対象を適格にとらえること、それを推認させる間接事実として何がありうるのか、その間接事実を証明するにはどのような証拠が必要となるのかを考えさせる。
- (c) 被告人および証人は、事前に人物設定、場面設定が与えられている。学生は捜査段階の供述録取書を見ているが、それ以外の人物設定や場面設定を別途に用意しており、証人の尋問や被告人への質問に対しては、その設定を前提として供述する。設定外の質問に対してはアドリブで対応する。

3. ビデオ・エスノグラフィー：研究方法としての特徴

- a. ビデオ撮影による映像データとその詳細なトランスクリプトとに基づいて、何度でも再現可能な形式で現場の相互行為のデータを精細に観察することにより、相互行為の文脈に配慮しつつ、参与者たちの観点から、コミュニケーション的実践活動の内容と形式とを観察・記述・分析が可能
 - i. 直感や記憶に頼らないで、「状況的」行為の分析。
 - ii. 研究データを他の研究者や学界全体に示して解釈の妥当性の再検討を可能にする。
 - iii. 特定の研究目的以外にも利用可能なデータベースの構築も可能になる。

4. 反対尋問と誘導尋問の方法

- a. 実務家(学生)向けマニュアル
 - i. 裁判員制度導入に合わせて、日本でも反対尋問の方法についての法実務家向けのテキストブックが多数出版されているが、そこでは反対尋問とは誘導尋問(YES/NO 質問)のみを使って証人の返答をコントロールしていくテクニックであることが強調されている。そうしたテキストに記載された想定尋問会話では、例外なく、「質問形式に適合」した「優先的」返答(type-conforming and preferred responses)のみがなされることが想定され、いわゆるオープン質問(Wh-質問など)をおこなって Yes/No の質問形式の枠を超える返答(non-conforming responses)を証人にさせることは、反対尋問の失敗事例として描かれている。しかし、Yes/No 質問に対して Yes/No の枠を超える返答は頻繁になされており、そのような返答に対して、尋問者は法廷場面特有の方法でそれに対処していることが観察できる。(後藤他『裁判員裁判刑事弁護マニュアル』第一法規2009年、149-169; 日弁連『法廷弁護技術(第2版)』日本評論社、2009年; キース・エヴァンス『弁護のゴールデンルール』現代人文社、2000年など)
- b. 反対尋問の「テクニック」
 - i. 証人の答えが分かっていることのみを聞く、一つの質問で一つの事実を聞く、イエスかノーで答えさせる、評価ではなく事実を聞く、核心部分のみを短く聞く、結論を聞かない(周辺事実を積み上げるのみ)、自己矛盾を突く

c. 誘導尋問の「テクニック」

- i. 「反対尋問において最も重要なことは、証人の答えが分かっていることしか聞かないことである。そして、そのことから最も重要なルールが導かれる。反対尋問においては、基本的に、誘導尋問（「はい」か「いいえ」でこたえられる尋問）のみを用いよ。これがそのルールである。」
- ii. 失敗例が挙げられて、「なぜこのような失敗が起きてしまったのか。それは「どのくらい」とか「どうして」といった、自由に答えられるオープンな質問をしてしまっているからである。・・・証人の答えは弁護人が完全にコントロールしなければならない。弁護人がすでに知っている、反駁を許さない尋問だけが求められているのである。つまり、原則として、誘導尋問のみを用いることになる。」
- iii. ただし、応用として、完全に答えが分かっている場合、予想外の答えに対して間違いなく弾効できる場合、には誘導尋問以外を使ってもよい、とされる。（後藤他『裁判員裁判刑事弁護マニュアル』第一法規2009年 p.155-6.）

5. 誘導尋問の意義1：YNI:YES/No 質問(Yes/No type interrogatives)

- i. 例:A:金曜日のパーティ行く？
- b. 機能
 - i. 受け手を限定的な選択状況におく
 - ii. Yes/No返答を適切にする
 - iii. 同調的・非同調的応答の選択
 - (a) タイプ同調的返答 type-conforming responses: YNIの中で具現化される応答条件・前提を受け入れる。
 - (b) タイプ非同調的応答 type-nonconforming responses: YNIに具現化される応答条件を受け入れない。つまり、YNiが設定する制約から逸脱する返答。YNiが設定した行為コースに抵抗する。また、YNiにより開始されたシーケンスが複雑化、拡張される。
- c. YNIの受け手デザイン:受け手はタイプ非同調的な返答を行うことができるので、話し手はYNiをデザインするとき、受け手の状態を考慮に入れておこなう。YNiが適切に作られなければ、開始された行為コースはタイプ非同調的返答により遮られる。

6. 誘導尋問の意義2：優先性(preferences)

- i. 隣接ペア（「質問」などの第一成分が産出されると、「応答」などの第二成分が来ることが強く期待される）の第二成分に選択肢がある場合には、一般に「同意」が優先的(preferred)で、「非同意」が非優先的(unpreferred)な応答。
- ii. 「誘い」に対して「受け入れ」が優先的返答、「拒絶」が非優先的返答
- iii. つまり、誘導尋問＝タイプ同調的かつ優先的応答を強く期待させる質問の形式

7. タイプ非同調的な返答への対抗

- a. 尋問者にとって利用可能な資源＝対抗手段
 - i. 第3の位置での反復
 - ii. 第3の位置での修復(あるいは、修復の開始)・再定式化
 - iii. 異議申し立てへの応答としての、第三者(裁判官)によるタイプ同調的返答の促し
 - iv. チャレンジせずに次の質問に移ることによって、証人の非協力性を描きだし、それを自己の主張の一部として利用する。

8. 例示(1)

弁護人：さて、1975年2月14日に、あなたは(0.3) 街に行った。それは - そうということですね？
 証人：ええ
 弁護人：で、あなたは え： あなたは街のバーに行った、ということですね？
 (1. 0)
 証人：クラブです。
 (0. 3)
 弁護人：クラブ？
 (1. 0)
 弁護人：そこではお酒が出されるんですよね？
 証人：ええ
 (0. 5)
 弁護人：あなたは少しお酒を飲みましたね？
 証人：ええ
 (3. 1)
 弁護人：それは、シングル・クラブ(独身者用クラブ)。それはそういうところですね？
 証人：いいえ、
 弁護人：そこは女と男が出会う場所ですね？
 (0. 9)
 証人：みんな行きますよ、そこに。

9. 例示(2)

209 弁護人：さて、主尋問で証言されたこのシナリオの中には あなたが証言し忘れていることがひとつあります。あなたはレイプ犯だと言われているその男にその場を去るときになんていいましたか？このことを証言し忘れていますよね。
 214 (0.5)
 215 マーサー：そんなことは聞かれていません。
 216 弁護人：「残念です」と彼に言ったんじゃないですか？
 217 (0.8)
 218 マーサー：いいえ、言っていません。
 219 弁護人：おや、言ってない。(.) マーサーさん(.)
 220 「こんな状況でお会いしなければならなかったのは
 221 残念です」と。
 222 (1.8)
 223 マーサー：あ::::: そんな言葉は使ったかも=
 224 弁護人：= なぜあなたがそんな言葉をつかったのかは尋ねていません。

225 私は、あなたが「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」と言ったかどうかを尋ねているのです。
 227 (0.7)
 228 マーサー：「残念です」なんて意味で言っていない！
 229 弁護人：あなたが何を意味していたかは聞いていない！
 230 []
 231 検察官：異議あり。
 232 彼女はその質問に答えることを認められていません。
 233 裁判官：意義を却下します。質問に答えてください。
 234 (.)
 235 弁護人：質問は、「あなたはこの男に『こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です』と言いましたか？」です。
 237 (2.4)
 238 マーサー：はい、そう言いました。
 240 弁護人：レイプ犯だと言われている男に。
 241 そうですね。
 242 マーサー：はい。
 243 弁護人：あなたの友人をレイプした男に。そうですね。
 244 マーサー：はい。
 245 弁護人：あなたが言うには友人はヒステリックになっていた。そうですね。
 246 マーサー：はい。
 247 弁護人：あなたは「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念です」と言った。
 249 (1.4)
 250 マーサー：私が言ったのは、どうして言ったのか
 251 []
 252 弁護人：(いや-) あなたは
 253 「こんな状況でお会いしなければならなかったのは残念だ」
 254 と行った。
 255 (1.0)
 256 マーサー：はい。
 257 [[
 258 検察官：異議あり。議論を求めようとしています。
 259 彼女はその質問に答えることを認められていません。
 260 裁判官：却下します。

261 (0.9)

262 弁護人：それがあなたの言ったことですね、ミス・マーサー？

263 (0.6)

264 マーサー：はい。

265 (17.2)

266 弁護人：いつあなたは……((トピックを変える))

8. 模擬裁判における反対尋問の断片

(1) 22 v15 10:16:17 (弁護人による目撃証人への反対尋問)

1 弁護人：あなたは先ほど検察官の尋問に対して、段ボールがなぜ、床に置いてあるのかという質問について、泥棒が探したからでしょうとおっしゃいましたね：。

2 証人：はい。

3 弁護人：倉庫内の奥のほうに人影を見たということもおっしゃいましたね：。

4 証人：はい。

5 弁護人：人影を見ただけで、被告人が段ボールを棚から降ろしているところを見たわけではないんですよね。

6 証人：はい。

7 弁護人：で、あなたが事件当日倉庫内に入った時に、倉庫にある電気はついていましたか？

8 証人：いえ、ついていませんでした。

9 弁護人：懐中電灯の明かりだけで人影を見たということですね？

10 証人：え：と：、あの：、倉庫に天窗がありますので、月上りがある、多少中が見えますので、それで：、え：奥のほうに、こう、人が動いているっていうのは、見えました。

11 (0.8)

12 弁護人：わかりました。で：、見取り図を、((手元と、後ろの画面を見る))

(2) 22 v25 11:24:59 (検察官による被告人への反対尋問)

1 検察官：倉庫内は外より暖かったんですか？

2 被告人：はい、雨、雨、雨、あめをしのぐことができましたので、外に比べれば、ずっと暖かった(です。)

3 検察官：ずっと暖かったといいますと、その、雨がふせげるだけ： 暖か かったということ[

4 被告人：[そう=

5 検察官：=具体的に気温とかは：、(0.2) そととなかで一緒だったんですか。

6 (0.4)

7 被告人：そこまではわかりません。

8 検察官：>するとその：< その体感気温としても、(ほぼ) として、

9 被告人：は：、(0.2) 多少はあったかいというような感覚はあったとは思います。

10 検察官：多少は：、あたたか (かった[かもしれない)

11 被告人： [はい

12 検察官：それは、雨に打たれないぶん、暖かったという (ことでよろしいですか) ？

13 被告人：そうかもしれません

(3) 22v26 11:25:50 (検察官による被告人への反対尋問)

1 検察官：では、雨はその30分後にはやんで、で：、雨が止んだのに、倉庫に、倉庫から出なかった：、散歩に戻ることは可能ではなかったですか。あ、散歩に戻ることは可能ではなかったですか。

2 被告人：長椅子で、横になってたら、しらぬ 知らない間にねこんで (しまった)

3 (5.0)

4 検察官：長椅子で寝込んでいたといいます、その、倉庫への侵入が警察沙汰に 警察沙汰に、なったりしたら大変ですよね=その警察沙汰にならないようにするためには倉庫を出て、土手などにいたほうがよい： のではない=そのようには考えなかったんですか。

5 被告人：もちろんそうなんですけど、そんなことを考える間もなく、寝入ってしまった

6 (14.0)

7 検察官：衣服についての質問なんですけれども：、進入時は濡れていたということですが、発見時には証人の証拠によれば乾いていた、ということですが：、それで、よろしいですか。

8 被告人：あ：、はい。

9 裁判官：((省略))

10 検察官：その発見時までには：は、実際に、衣服は乾いていたわけでしょう ()。

11 被告人：はい、多少は乾いていました。

12 検察官：°多少は°：(0.4) では、乾いていなかった、ということですか？

13 被告人：いえ、よく覚えていません。

14 (17.0)

19 被告人：では、次に、けん- 検察側としては侵入目的が窃盗とすることであることを立証するために・・・

(4) 22v28 11:41:43 ((検察官による被告人への反対尋問))

1 検察官：窓ガラスは、具体的には、何で割ったのですか。その手段は
2 被告人：扉の、下に、え：あった石で、()。
3 (3.0)
4 検察官：工具を使われたというのでは、特にないという (ことですか)
5 被告人：はい。=
6 検察官：=あ-
7 (2.0)
8 検察官：で 雨宿りのために早く倉庫内に入るつもりだったという () ほかにはいる- ほかの建物にいかなか
9 ったのは、雨に濡れないため、いち早く入るためにその倉庫を選んだということですか。
10 被告人：はいそうです
11 検察官：では、なぜ、雨宿りのため、はやく倉庫にはいるつもりなら、石を探してそれで割るよりも、持っていた工
12 具類で割らなかったのですか。
13 被告人：いえ、すぐに あの その石が落ちているのを気が付きましたので、=その石を (使った)
14 検察官：これは、持っている工具類で割るほうが早い：んじゃ (ない)
15 被告人：いえ、石があったので、石のほうが、より早く割れるのではないかと、思って、それを使いました。
16 検察官：工具は、何を持っていたのですか、具体的に。
17 被告人：え：、ドライバーや ペンチやスパナ：です。
18 (6.0)
19 検察官：その工具を使わなかったのは、あなたが盗みに入ったことをばれないようにするためではないですか。
20 被告人：いや、べつに 仮にこう工具を使ったとしても (発覚も何も無いところですよ)
21 (4.0)
22 検察官：はい。倉庫内は暗かった、ということですね。
23 被告人：はい